

1、4-ジオキサン規制へ特定施設追加を検討 環境省



中央環境審議会水環境部会の排水規制等専門委員会は、平成 22 年 8 月 17 日に第 4 回会合を開き、1、4-ジオキサン等に係る論点整理を行ないました。

1、4-ジオキサンについては、反応溶剤や医薬品合成原料のほか、化学反応や界面活性剤生成時の副生成なども発生源とされていることから、今後、これらに該当する施設も特定施設として追加することなどを検討していくこととしました。

1、4-ジオキサンについては、公共用水域や地下水において水質汚濁防止法の環境基準（0.05 mg/L）を超える濃度が検出されたことがある上、輸入量が増加傾向にあることなどから有害物質としての排水規制や地下浸透規制を導入することとしています。次回からは、有害物質等を含む汚水または、廃液を排出する施設として対応が必要となる特定施設の追加について、1、4-ジオキサンの利用だけでなく副生成も考慮した詳細な検討を行っていくとしています。

当社では、水質検査に長年の経験と実績があり、多検体・短納期に対応しております。ご質問等がありましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 8 月 17 日付 中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第 4 回）議事
2010 年 8 月 25 日付 環境新聞

化学分析箇所 江上泰邦

